

ごみが、資源が、私しだい

ごみ分別でリサイクル!



捨てる前に
ちよっと待った!!

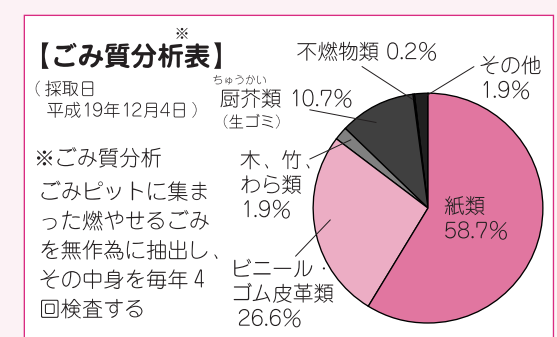
紙を簡単に

「燃やせるごみ」に出さないで

自宅や会社で、広告チラシやパソコンの印刷紙、お菓子の箱など、くしゃくしゃに丸めて「燃やせるごみ」として捨てていませんか？

これらは、古紙として分別すれば、元通りの紙へと生まれ変わります。下の円グラフを見れば分かるように、燃やせるごみの半分以上は紙類です。皆さんの心がけひとつで、まだまだ燃やせるごみを減らすことができます。

古紙は、お住まいの区によってステーション回収、団体回収と分かれていますので、回収日をごみ収集カレンダーや区の回覧などでチェックして出しましょう。



古紙回収をして区を活性化!

～古田刈区の取り組み～

古田刈区では、環境美化グループのメンバー12人が、毎月第3金曜日に新聞・ダンボールなどをステーションで集団回収しています。メンバーは60歳～79歳の元気の良い方々で、回収作業に加え、ステーションの掃除や街路樹の手入れなどの美化活動もしています。活動に対する補助金を活用して、公民館にお年寄り用の座椅子を購入するなど、活動を通して区を活性化しています。



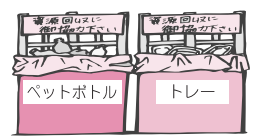
黄緑色のお揃いのジャンパーで美化活動に励む環境美化グループの皆さん

代表の橋本 勲さん(写真下段右から2番目)より
「平成14年に始めて以来、1度も休まず回収作業をしています。回収量も着実に増え、区内で定着してきたと感じています。私たちにとっても朝から良い運動になるし、メンバーとの交流も楽しみです。今後も古田刈区がきれいな街になるように活動を続けていきます!」

分別の前に、
ごみを出さない努力が大切です。

目指せ!ごみ減量 1人1日100g!

- マイバッグの持参
レジ袋1枚 10g
- 店頭回収への搬出
ペットボトル1本 40g
- 調理くずの再利用
大根1本分の葉 50g
- 集団回収への搬出
→ 新聞紙とチラシ 180g
- 生ごみの水切り徹底
→ 水切り1回 10~30g
- 量り売りの利用
→ 食品トレイ1枚 5g



捨てる前に
ちよっと待った!!



分別方法が分からないときは
分別表、ごみ収集カレンダーをチェック

しっかり分別したいけれど、分別方法が分からないときはありませんか？
そのときはまず、皆さんに配付しているごみ分別表、もしくはごみ収集カレンダーを確認してください。それでも分からないときは、お気軽に清掃センターまでお問い合わせください。

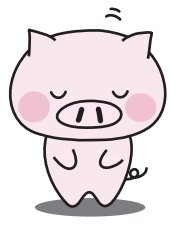


分別の問い合わせが多いごみ

- 使い捨てカイロ・・・燃やせるごみ
- ハンガー・・・小型複合ごみ
- 電球・・・埋め立てごみ
- 梱包用・・・60cm×60cmまで(プチプチ) に切って燃やせるごみ
- 菓子袋・・・燃やせるごみ



燃やせばごみ、分ければ資源。
皆さん、ごみ分別への協力を
お願いします。



捨てる前に
ちよっと待った!!

スプレー缶は必ず
穴を開けて「資源ごみ」へ



昨年、市の資源ごみ収集車から煙が発生する事件が起こりました。これは、収集車の圧縮時に、ごみの中に入っていたライターから火花が出て、スプレー缶内のガスがその火花に引火したことが原因です。

スプレー缶に穴を開けなかったこと、ライターを埋立てごみとして捨て

なかつたことの二つが重なり、危うくごみ収集車が燃えてしまうところでした。

安全にごみ回収、そしてリサイクル活動が行えるよう、分別区分を間違えないこと、スプレー缶は必ず穴を開けて資源ごみに出すことを心がけてください。

私たちが捨てるごみの中には、資源として有効に活用できるものがたくさんあります。余分なものを取り除いて、しっかり分別すれば、ごみは使えるものに生まれ変わります。ちゃんと分別するだけでも、立派な「リサイクル活動」です。

一人ひとりが意識してごみの分別を行い、みんなでリサイクルのまち敦賀をつくっていきましょう!

ペットを飼うには

愛情とマナーが必要です

「道路にフンが落ちて」「たくさん動物が住み着き悪臭がする」など、最近、ペットについての苦情や相談が増えています。ペットを飼うには愛情はもちろん、マナーを守ることが大切です。ペットを飼っている人、飼っていない人、みんなが気持ちよく過ごせるように、もう一度ペットの飼い方について考えてみましょう。

フンの始末はきちんと

【犬の場合】

散歩させるときには、飼い主は必ずフンをとる用具（紙、ビニール袋、スコップなど）を持参し、フンを持ち帰るようにならなう。

また、誰も迷惑しないだろうと田や畑などでフンさせることも厳禁です。フンをされることに迷惑している人が必ずいます。

【猫の場合】

猫は放し飼いで飼われていることが多く、飼い主の知らない間に他人の庭でフンをすることも考えられます。問題を起こさないためには、室内で飼うこと、トイレを自宅に設置することが必要です。

また、猫の去勢・避妊は、繁殖行為の抑制はもちろん、発情期の尿スプレー（尿をかける行為）の抑制にも有効です。

犬を飼う場合は登録と予防注射を忘れずに

犬を飼う場合は、犬の登録（生涯に一回）と狂犬病の予防注射（年一回）を受けることが義務付けられています。

今年度は左表の日程で予防注射を行いますので、お近くの会場で必ず受けてください。犬の新規登録の受付も行っていきますので、まだ登録を済ませていない方は注射と併せて手続きをしてください。

狂犬病とは

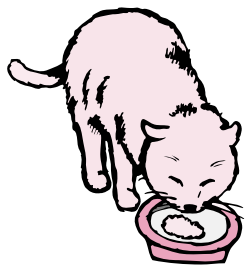
発症するとほぼ百パーセント死にいたる恐ろしい病気です。人間への感染は主に狂犬病に感染した犬にかまれることで起こります。日本では昭和三十三年以来狂犬病が発生していませんが、世界に目を向けると狂犬病の発生のない国は例外で、世界では毎年何万人もの人が狂犬病で亡くなっています。



野良猫に餌を与えると、その場所に住み着いて繁殖したり、住み着いた野良猫があちこちでフンをしたりとご近所に大きな迷惑をかけてしまいます。野良猫がかわいそうだからと安易に餌を与えるのは、トラブルを増やすだけで何の解決にもなりません。

安易な気持ちで野良猫に餌を与えないで

餌を与えるなら、自分のペットとして最後まで責任をもって飼う覚悟が必要です。



ペットが飼えなくなったとき

ペットを飼うことは、その一生の面倒を責任持つてみることで。もし、ペットを飼うことに少しでも不安や不確定要素があるなら飼わない方がよいでしょう。勇気を持ってペットを飼わないこともペットに対する愛情の一つです。

を飼えなくなったときは最低限の責任としてきちんと飼える人にゆずるようにしましょう。それでもゆずる人が見つからず、引取りを希望される方は二州健康福祉センター（22・3747）にご相談ください。

狂犬病の予防注射

【対象】 注射・登録ともに生後91日以上の犬

【料金】 注射 2,850円

登録 3,000円（未登録の犬のみ）

【持ち物】 料金、通知はがき

※通知はがきは、登録されている方に送付します。はがきの問診票欄に記入し、交付申請書欄に押印の上、ご持参ください。

| とき | ところ |
|-------------------|----------------|
| ▶ 4月 8日(火) | |
| 9:40 ~ 10:00 | 横浜集落生活改善センター |
| 10:20 ~ 10:30 | 阿曽ふれあい会館 |
| 11:00 ~ 11:15 | 赤崎区民センター |
| 13:30 ~ 14:30 | 粟野公民館 |
| ▶ 4月 9日(水) | |
| 9:40 ~ 9:50 | 浦底ふれあい会館 |
| 10:10 ~ 10:20 | 縄間ふれあい会館 |
| 10:50 ~ 11:10 | 沓見会館 |
| 13:30 ~ 14:00 | 桜ヶ丘団地集会場 |
| 14:20 ~ 15:00 | ひばりヶ丘町会館 |
| ▶ 4月11日(金) | |
| 9:30 ~ 10:00 | 三島町1丁目会館 |
| 10:20 ~ 11:00 | 松原公民館 |
| 13:30 ~ 14:00 | 市立体育館 |
| ▶ 4月15日(火) | |
| 9:30 ~ 10:00 | 山泉区会館 |
| 10:30 ~ 10:50 | 疋田第2会館（元愛発児童館） |
| 11:10 ~ 11:20 | 杉箸診療所 |
| 13:30 ~ 14:00 | 新和町会館 |
| ▶ 4月17日(木) | |
| 9:30 ~ 9:40 | 葉原区公会堂 |
| 10:00 ~ 10:30 | 東郷コミュニティセンター |
| 11:00 ~ 11:30 | 吉河集落生活改善センター |
| 13:30 ~ 13:50 | 市野々ふれあい会館 |
| 14:10 ~ 14:40 | 古田刈町内公民館 |
| ▶ 4月18日(金) | |
| 9:30 ~ 10:00 | 若葉町会館 |
| 10:30 ~ 11:00 | 訪生野集落生活改善センター |
| 13:30 ~ 13:50 | 昭和町会館 |
| 14:10 ~ 14:50 | 二州健康福祉センター |

※ 犬は、しっかりと制御できる人が連れて来てください。
※ 注射会場を汚さないように心掛け、犬の排便等は持ち帰ってください。
※ 期間中に注射ができなかった犬は、動物病院で注射を受けてください。その場合通知はがきを持参してください。

しない させない 見逃さない

高齢者虐待

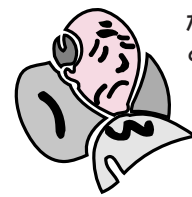
地域全体で高齢者を支えていこう

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願っています。しかし現実には必要な介護が受けられなかったり、暴力的な行為を受けたりするなどの高齢者虐待が問題となっています。高齢者虐待は誰にでも起こり得る身近な問題。高齢者虐待を防ぐために、皆さんが理解を深め、地域全体で高齢者とその家族を支えていきましょう。

こんなことが虐待になります

身体的虐待
たたく、つねる、殴る、ける、やけどを負わせるなど

心理的虐待
無視する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子ども扱いするなど



介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)
空腹、脱水、低栄養状態のままにする、おむつを放置するなど

経済的虐待
年金や貯金などを勝手に使う、本人に必要な額のお金を渡さないなど

性的虐待
懲罰的に下半身を裸にして放置、キス、性器への接触など

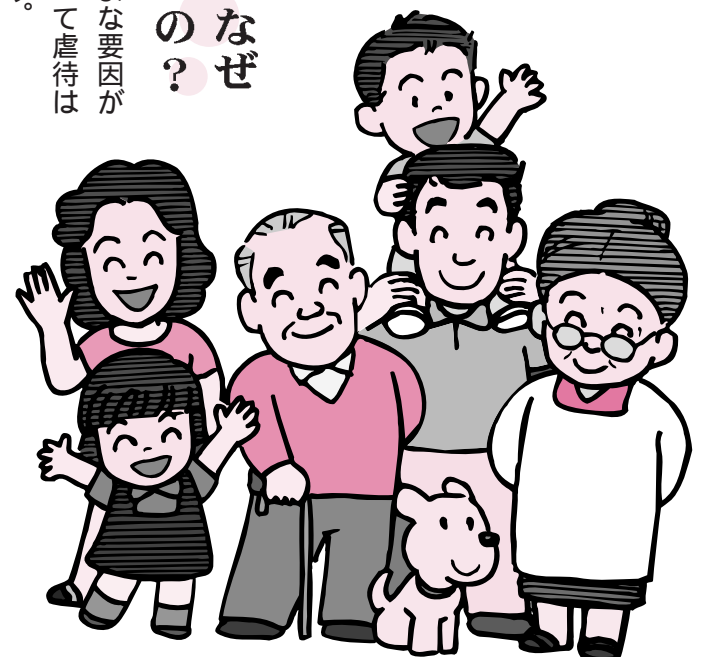
虐待はなぜ起こるの？

さまざまな要因が重なり合って虐待は起こります。

「家族だからこそきちんとしてなければ」という責任感や、認知症の問題行動による介護ストレス、また、協力者がいない孤独な介護などから虐待が始まってしまっケースが多いです。

虐待は無意識に行われることも

虐待は当事者に自覚がないことが多く、日常生活で無意識に行われていることが多いです。気付かず不適切な対応になりやすい例



- 良いことと悪いことをわかってもらうために、たくさんおしつけをしている
- 認知症のためうろうろ歩き回るので、部屋に閉じ込めている
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている

地域の皆さんの協力が大切です

虐待を止めることは、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。そのためにも、地域の皆さんが次のことに心掛けることが大切です。

早期発見・通報
早期に発見し、第三者が介入することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。なお、高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は、市区町村へ通報義務が

あることが定められています。通報後の対応は、左図のようになっています。

地域での支え合い

地域の人たちの助けがあれば、養護者の負担も軽減されます。日常生活でのあいさつや声かけ、気になる高齢者の見守りなど、地域全体で支え合っていきましょう。



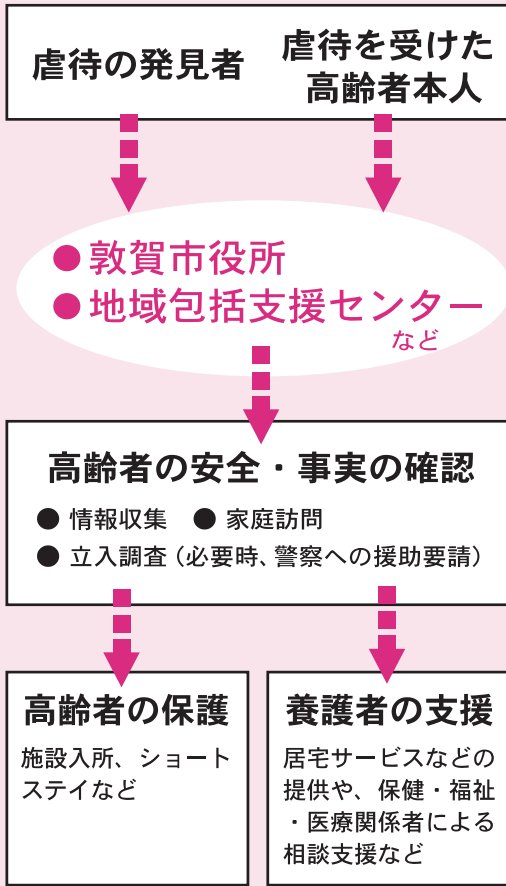
介護は頑張りすぎないで

介護は長期にわたるため、家族だけで頑張っても限界があります。「高齢者虐待」は身近に起こり得る問題で、虐待をする人もある意味では被害者といえる場合もあります。

心身ともに余裕をもって介護を継続していくためには、一人で抱え込まず、次のようなさまざまな介護サービスなどの制度を利用しましょう。

こんな介護サービスがあります！

- ★訪問介護サービス・・・訪問して入浴などの介助や家事などの支援をします
- ★デイサービス・・・食事・入浴などの介護サービスを日帰りで受けられます
- ★ショートステイサービス・・・施設に短期間入所して介護サービスを受けられます
- ★地域包括支援センター・・・相談に応じて、一緒に解決策を考えていきます



高齢者虐待の問題は地域で支え合うことが大切です。

皆さんのまわりで「虐待かな？」と思うことやお困りのことはありませんか？
どんな小さなことでも構いませんので、敦賀市地域包括支援センター（長寿、あいあい）までお知らせください。

「長 寿」・・・ ☎ 22・8181
「あいあい」・・・ ☎ 22・7272

たくさんのご提案

ありがとうございました



平成十九年六月に、「育ってほしい元気なつるが子どもたち」子どもたちが健やかに育つ環境を」をテーマに募集しました。市長への提案メール」に対し、数多くのご提案をいただき、誠にありがとうございました。

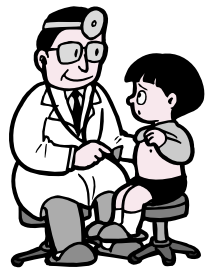
ご提案いただきましたものは、皆さんの生の声として市政運営の参考とさせていただきます。敦賀市が、今よりもさらに子育てをしやすいまちになるよう、皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご協力をお願いします。

ここでは、今回いただいたご提案から、ご意見が多かったものを一部紹介します。

医療費無料化制度を 小学校修了前まで延長を

本市では、子育て支援として、県内でもいち早く平成十六年四月から、三歳児までだった医療費無料化制度を小学校就学前児童まで実施しております。

さらに小学校修了前までの医療費を無料化にするためには、多額の財源が必要となりま



そのため、段階的に導入することを含めて検討しています。

三十人学級を 実現してほしい

小・中学校の学級編制については、県教育委員会の指示を受けて編制し、教職員の配置についても県教育委員会がおこなっています。

県では、学級編制基準の変更や非常勤講師の配置をして改善を図っており、市としても、

学校支援員や学校図書館支援員の配置等、努力をしています。

市といたしましては、三十人学級の実現に向けて、今後も福井県教育委員会に対して、強く要望をしていきます。

小中学生の通学路を 安全にしてほしい

通学路である歩道の整備につきましては、現在、段差のある歩道を「人にやさしい道づくり事業」として、バリアフリー化工事を進めております。

また、歩道上において自転車が絡む交通事故を防止するため、この度、「自転車通行環境整備のモデル地区」が指定されましたので、今後、自転車通行帯の整備を行い、自転車と歩行者を明確に分けていきたいと考えております。

いただいた提案メールが ご覧になれます

いただきました提案メールは、市役所1階市政情報コーナーに、公開可能な提案のみをまとめた冊子を置いてありますので、ぜひご覧ください。(テーマに則していないものや公序良俗に反するもの、誹謗中傷は除いています。)



| | |
|------|---------------|
| 掲示期間 | 3月28日(金)まで |
| 掲示場所 | 市役所1階市政情報コーナー |

皆さんのご意見は引き続き募集しています

市では、市民の皆さんからの提案や要望などをお受けするため、市民提案箱「アクセス21」を公民館や公共施設に13個設置しています。また電子メール(kouhou@ton21.ne.jp)やファックス(22-8174)でも受け付けておりますので、ご利用ください。

※公序良俗に反するものや誹謗、中傷は除きます。



はじまります！

特定健康診査 特定保健指導



平成20年4月から健康診査のしくみが変わり、新たに特定健康診査・特定保健指導が始まります。これは、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善するための新しい制度です。健診、保健指導を必ず受け、病気になる体をつくっていきましょう。

対象は？

➔ 40～74歳のすべての被保険者（被扶養者も含む）の方です。

実施するのは？

➔ あなたが加入している医療保険者です。

医療保険者（健康保険組合、市区町村、共済組合など）に、被保険者への健診の実施が義務づけられました。

どのように行われるの？

1 特定健康診査を受ける

腹囲の計測など、メタボリックシンドロームの予備群・該当者を見つけ出すことに重点を置いて行われます。

2 結果通知・情報提供

健診の結果通知と情報提供が行われます。結果に応じてグループ分けされ、下記のように保健指導のレベルを設定します。

| | |
|--------|--------------------------------|
| 非該当 | 情報提供 |
| メタボ予備群 | 体の状態を知り、生活習慣を見直すための知識や情報を提供します |
| メタボ該当者 | |

3 特定保健指導を受ける

メタボリックシンドロームの予備群・該当者を対象に、医師や保健師、管理栄養士などの専門スタッフから保健指導が行われます。

| | |
|--------|--|
| 動機づけ支援 | 1回の専門スタッフによる面接など。生活習慣病改善のための目標を立て、実際の行動へのアドバイス |
| 積極的支援 | 動機づけ支援に加え、3～6カ月間、専門スタッフによるサポート |

新制度を受けて、市では次のように健診が変わります！

★ 注意！

| 今まで | 平成20年4月～ | |
|---------------------------------|----------|---|
| いきいき健診 | 名称 | 特定健康診査 後期高齢者の健康診査 |
| 40歳以上の一般市民 | 対象 | 40～74歳の国民健康保険被保険者（被扶養者含む） ・75歳以上の方（生活習慣病で定期的な受診している方は除く） |
| 問診・身体測定・尿検査 血圧測定・内科診察・血液検査など | 内容 | メタボリックシンドロームに着目した国が定めた健診内容 詳しくは今後の広報つるがで！ |
| 希望者のみ | 保健指導 | 該当者には義務付け |

- ① 敦賀市国民健康保険以外の医療保険に加入している方は、加入先の健康保険や共済組合などへお問い合わせください。
- ② がん検診は、昨年同様、職場、ドックなどで受診機会がない市民を対象に行います。詳しくは今後の広報つるがをご確認ください。
- ③ 20～39歳で健康診査を受ける機会がない家庭婦人などを対象に、20年度も健康診査を実施します。

問合せ 健康管理センター 専25-5311

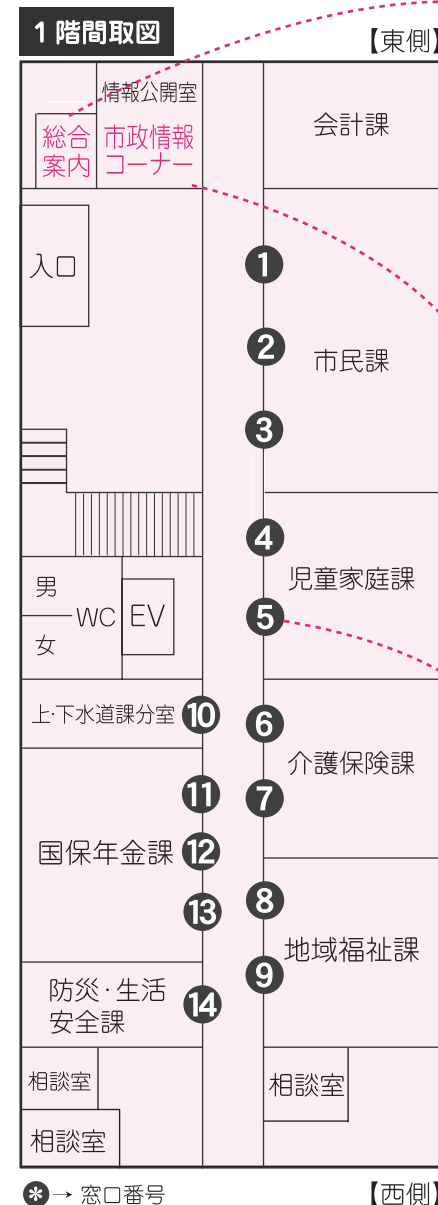
～ワンストップフロア推進事業～

市役所での窓口手続きが便利になりました！

窓口サービスを可能な限り1つのフロアで提供できるようにする「ワンストップフロア推進事業」が3月3日に完成しました。窓口手続きをより簡単・便利に、また、市役所内の環境も明るく生まれ変わりました。



どのように変わったの？



『総合案内窓口』ができました！



市役所に訪れた皆さんを適切な窓口へ案内するフロアアテンダントが常時2人います。窓口案内のほか、市外者向けの観光案内なども行います。

『市政情報コーナー』を設置しました！



広報つるがや観光パンフレット、施設・イベント案内のチラシなどをまとめて置いてあるコーナーです。

『案内サイン』を設置しました！

①②③ 市民課

各フロアに設置し、窓口をわかりやすくしました。1階フロアと2、3階フロアの一部は英語、韓国語も表記しています。

その他

- ・皆さんが利用しやすいように、情報公開室を1階に移転。
- ・1階フロアに低ロッカーを導入し、開放感のある明るいフロアに。
- ・転入者向けのごみカレンダーを市民課で配付。

問合せ 契約管理課 専22-8105